

# 株式会社フレックに対する支援決定について

平成16年4月27日  
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、下記の対象事業者について、株式会社産業再生機構法（平成15年法律第27号。以下「法」という。）第22条第3項に規定する支援決定を行いました。

1. 対象事業者の氏名又は名称  
株式会社フレック
2. 対象事業者と連名で再生支援の申込みをした金融機関等の名称  
株式会社千葉銀行
3. 事業再生計画の概要： 別紙
4. 主務大臣の意見  
意見なし
5. 事業所管大臣の意見  
意見なし
6. 買取申込み等期間： 平成16年4月27日から  
平成16年6月25日まで
7. 一時停止要請  
法第24条第1項に基づき、関係金融機関等に対して、上記6に記載する買取申込み等期間の満了するまでの間、対象事業者に対し債権の回収その他債権者としての権利行使を行わないよう要請いたしました。
8. 一般の債権の取扱  
対象事業者に対する支援決定にあたっては、金融機関が対象事業者に対して有する貸付金等につき金融支援の依頼が行われるにすぎず、その他の一般の債権については、何ら影響はありません。

## 9. 支援決定についての機構の考え方

対象事業者は千葉県及び埼玉県など首都圏に店舗展開する生鮮食品に強みをもつ食品スーパーマーケットです。優良立地に店舗網を保有し、船橋市場を中心とした優位な仕入れの仕組みに基づく低価格での商品供給力に強みを持っており、千葉県を含む首都圏の食品売上市場の成長を背景としたコア事業の競争力は十分にあると判断できます。しかし、(1)対象事業者は過去の過大な不動産投資、積極的な店舗展開により過剰債務を抱えるに至っていること、(2)一部の店舗の不採算性等によって利益率が低いこと、を主因として自力再建は困難と判断されます。

そこで、本事業再生計画の実行を通じた、(1)金融支援による過剰債務の解消と、(2)スポンサーとなるシートゥーネットワーク株式会社への事業統合による強固な財務・営業基盤の確保を実現することによって、消費者のニーズに対して小回りの利く食品スーパーマーケットとして速やかな事業再生を果すことができるものと考えています。

### 【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3 - 3 - 1 新東京ビル9階
株式会社産業再生機構 企画調整室
電話番号 03-6212-6437